

新 規	更 新	変 更	前橋市指令 第 号 年 月 日
--------	--------	--------	--------------------

準用河川占用等許可申請書	
年 月 日	
(あて先) 前橋市長	
〒	
申請者	住所 氏名 担当者 (TEL)
河川法第 条	
別紙のとおり	の許可を申請します。
河川法施行令第 16 条の 8	

代理人	氏 名 連絡先
-----	------------

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 第39条の規定により許可の申請を同時に行うときは、「第 条」の箇所に根拠条文をすべて記載すること。
- 3 申請書の記入する項目は、以下のとおりとすること。
 - (1) 法第23条の許可又は法第24条、第26条第1項若しくは第27条第1項の許可（法第23条の2の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。）の申請については、（水利使用）の欄を記入すること。
 - (2) 法第24条の許可（水利使用又は法第26条第1項の許可を受けることを要する工作物の新築若しくは改築に関するものを除く。）の申請については、（土地の占用）の欄を記入すること。
 - (3) 法第25条又は第27条第1項の許可（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係るものを除く。）の申請については、（河川の産出物の採取）の欄を記入すること。
 - (4) 法第24条又は第26条第1項の許可（水利使用に関するもの又は法第26条第1項の許可を受けることを要しない工作物の新築若しくは改築に関する法第24条の許可を除く。）の申請については、（工作物の新築、改築、除却）の欄を記入すること。
 - (5) 法第27条第1項の許可（水利使用又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地以外の土地における河川の産出物の採取に関するものを除く。）の申請については、（土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採）の欄を記入すること。
 - (6) 令第16条の8第1項の許可の申請は、同項第1号に該当する行為については（物件の洗浄）の欄、同項第2号に該当する行為については（物件の堆積又は設置）の欄を記入すること。

(水利使用)

- 1 河川の名称
- 2 水利使用の目的
- 3 取付口、注水口又は放水口の位置
- 4 取水量等
- 5 取水の方法
- 6 工作物及び土地の占用

名称又は種類	工作物の位置又は占用の場所	工作物の構造又は能力	占用面積	摘要

- 7 土地の掘さく等

種類	場所	土地の面積	摘要

8 水利使用の期間 年 月 日から 年 月 日まで

9 工期 年 月 日から 年 月 日まで

備考

- 1 「水利使用の目的」については、水利使用に係る事業のための施設の総体又は代表的な施設の名称を付記すること。
- 2 「取水量等」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 取水量及び使用水量の単位は、立方メートル毎秒（一日最大取水量、一日最大使用水量、年間総取水量及び一日平均取水量にあつては、立方メートル）とすること。
 - (2) 発電のためにする水利使用にあつては、最大取水量及び常時取水量のほか、総落差及び有効落差並びに最大理論水力及び常時理論水力を記載し、かつ、最大出力、常時出力及び常時尖頭出力を付記すること。
 - (3) かんがいのためにする水利使用にあつては、しろかき期その他の期間別の最大取水量（最大取水量に86,400秒を乗じて得た量と一日最大取水量とが異なるときは、最大取水量及び一日最大取水量）を記載し、かつ、かんがい面積を付記すること。
 - (4) その他の水利使用にあつては、最大取水量及び一日最大取水量（一定の期間ごとに最大取水量又は一日最大取水量が異なるときは、その期間別の最大取水量及び一日最大取水量）を記載し、かつ、水道のためにする水利使用にあつては、給水人口を付記すること。
 - (5) 取水量と使用水量とが異なるときは、使用水量をあわせて記載すること。
 - (6) 年間総取水量又は一日平均取水量を定めて水利利用を行うときは、これを記載すること。
 - (7) ダムによる流水の貯留を利用して取水するときは、その旨並びに当該ダムの名称、位置及び設置者の氏名（法人にあつては、その名称）を記載すること。
 - (8) その他責任放流等の水利使用の条件があるときは、これを記載すること。
- 3 「工作物及び土地の占用」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 「占用面積」の欄には、河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）の占用面積を記載すること。
 - (2) 「適用」の欄には、新築、改築又は除却の別その他参考となるべき事項を記載すること。
- 4 「土地の掘さく等」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 河川区域内の土地における土捨場の設置、土地の掘さくその他土地の形状を変更する行為（工作物の新築、改築又は除却のためにするものを除く。）及び竹木の栽植又は伐採について記載すること。
 - (2) 「摘要」の欄には、捨土量、掘さく土量等を記載すること。

(土地の占用)

- 1 河川の名称
- 2 占用の目的及び態様
- 3 占用の場所
- 4 占用面積
- 5 占用の期間 年 月 日から 年 月 日まで

備考

「占用の目的及び態様」については、田、畑、運動場、公園等を設置する等のため使用する旨を記載し、さらにその使用方法の概要を記載すること。

(河川の産出物の採取)

- 1 河川の名称
- 2 採取の目的
- 3 採取の場所及び採取に係る土地の面積
- 4 河川の産出物の種類及び数量
- 5 採取の方法
- 6 採取の期間 年 月 日から 年 月 日まで

備考

- 1 「河川の産出物の種類及び数量」については、砂、砂利、栗石、玉石その他の土石の種類ごとに、その数量を記載すること。
- 2 「採取の方法」については、機械掘り又は手掘りの別を記載するとともに、機械掘りにあつては、その機械の種類、能力及び数並びに採取に係る掘さく又は切土の深さを記載すること。また、採取した河川の産出物の搬出の方法及び経路を付記すること。

(工作物の新築、改築、除却)

- 1 河川の名称
- 2 目的
- 3 場所
- 4 工作物の名称又は種類
- 5 工作物の構造又は能力
- 6 工事の実施方法
- 7 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- 8 占用面積
- 9 占用の期間 年 月 日から 年 月 日まで

備考

- 1 「(工作物の新築、改築、除却)」については、該当するものを丸で囲むこと。
- 2 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又は除却にあつては、「占用面積」及び「占用の期間」については、記載しないこと。

(土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採)

- 1 河川の名称
- 2 行為の目的
- 3 行為の場所及び行為に係る土地の面積
- 4 行為の内容
- 5 行為の方法
- 6 行為の期間 年 月 日から 年 月 日まで

備考

- 1 「(土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採)」については、該当するものを丸で囲むこと。
- 2 「行為の内容」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 土地の形状を変更する行為にあつては、掘さく、盛土、切土その他の行為の種類及び掘さく又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。
 - (2) 竹木の栽植又は伐採にあつては、竹木の種類及び数量を記載すること。
- 3 「行為の方法」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 機械を使用して土地の形状を変更する場合にあつては、その機械の種類、能力及び数を記載すること。
 - (2) 行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路を付記すること。

(物件の洗浄)

- 1 河川の名称及び洗浄の場所
- 2 洗浄の目的
- 3 洗浄する物件の種類及び数量
- 4 洗浄の期間 年 月 日から 年 月 日まで

備考

「物件の種類及び数量」については、土、汚物、染料その他の物件に付着しているものの態様ごとに分類し、その分類ごとの数量を記載すること。

(物件の堆積又は設置)

- 1 河川の名称及び堆積又は設置の場所
- 2 堆積又は設置の目的
- 3 物件の種類及び数量
- 4 堆積又は設置の期間
 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 堆積又は設置に係る土地の面積
- 6 洪水のおそれがある場合における措置

新 規	更 新	変 更	前橋市指令 第 号 年 月 日
--------	--------	--------	--------------------

<p>登録（及び許可）申請書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>（あて先）前橋市長</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">〒</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 担当者 (TEL)</p> <p style="margin-top: 20px;">別紙のとおり河川法第23条の2の登録（及び第 条の許可）を申請します。</p>	
--	--

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 第39条の規定により許可の申請を同時に行うときは、「第 条」の箇所に根拠条文をすべて記載すること。
- 3 水利使用に関する法第23条の二2の登録又は法第24条、第26条第1項若しくは第27条第1項の許可（法第23条の2の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可に限る。）の申請を行う際に使用すること。

代理人	氏 名 連絡先
-----	------------

(水利使用)

1 河川の名称

2 発電施設の名称及び位置

3 従属元水利使用の許可を受けた者等

4 取付口、注水口又は放水口の位置

5 取水量等

6 水利使用の期間

年 月 日から 年 月 日まで

7 工作物及び土地の占用

名称又は種類	工作物の位置又は は占用の場所	工作物の構造 又は能力	占用面積	摘要

7 土地の掘さく等

種類	場所	土地の面積	摘要

備考

- 1 「従属元水利使用の許可を受けた者等」については、登録に係る流水の占有に係る発電のために利用する法第23条の2に規定する流水に関する次に掲げる事項のいずれかを記載すること。
 - イ 法第23条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）
 - ロ 令第14条の2に規定する流水が放流されるダム又は堰の位置及び名称
- 2 「取水量等」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 取水量及び使用水量の単位は、立方メートル毎秒とすること。
 - (2) 最大取水量及び常時取水量のほか、総落差及び有効落差並びに最大理論水力及び常時理論水力を記載し、かつ、最大出力、常時出力及び常時尖頭出力を付記すること。
 - (3) 取水量と使用水量とが異なるときは、使用水量をあわせて記載すること。
 - (4) その他水利使用の条件があるときは、これを記載すること。
- 3 「工作物及び土地の占有」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 「占有面積」の欄には、河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）の占有面積を記載すること。
 - (2) 「適用」の欄には、新築、改築又は除却の別その他参考となるべき事項を記載すること。
- 4 「土地の掘さく等」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 河川区域内の土地における土捨場の設置、土地の掘さくその他土地の形状を変更する行為（工作物の新築、改築又は除却のためにするものを除く。）及び竹木の栽植又は伐採について記載すること。
 - (2) 「摘要」の欄には、捨土量、掘さく土量等を記載すること。